

ジョン・ロックと貝原益軒との児童教育論

金 築 忠 雄 (教職研究室)

Tadao KANETSUKU

Some thoughts concerning child education
of John Locke and Ekiken Kaibara

I ロックと益軒

John Locke (1632—1704) は十七世紀後半に活躍したイギリスの哲学者、政治思想家である。父は豊かな商人の家に生れたが、家業をつがず、法律を勉強し地方弁護士として、また治安判事書記官として手腕をふるった。ロックはその長子である。14才で Westminster School に入り (1646)、Oxford の Christ Church に入学 (1652)、そこを出てから Oxford の tutor もした。Some thoughts concerning education (1693) — 「教育に関する考察」⁽¹⁾ は、ロックがとくに親交をむすんでいたオックスフォードの後輩、Edward Clarke (1651—1710) にあてた書簡集である。書簡といっても、はじめから、ふつうの書簡とは少しちがった構えで書かれている。それは、ただクラークの長男や長女の育児法について忠告を与えるだけの目的をもっていただけでなく、公刊を予想して注意深く記されたものであり、一節ごとに番号もつけられていた。このイギリスの紳士が「考察」で述べている教育論を、かれと全く同時代に、わが国においてすばらしい活躍をした貝原益軒 (1630—1714) の「和俗童子訓」(1710)、「養生訓」(1713) 或はこれらより少し早く出された貝原篤信家訓 (1686) などにみられる教育論と比較してみたいと思うのである。どちらも教育に関しきわめて広い領域にわたる関心があったので、そのすべてについて詳論することは、いまのわたくしには困難である。ここでは養護、訓育といった面についてその一斑を比べてみたい。比較しようというのは、もともと無理があることは承知している。時代は同じでも、異なる伝統異なる風土において育った思想が相異なるのは当然である。異なる前提の上に立ったものを比較して、同じようなところがあるといってみても仕方がないのだといえる。にもかかわらず比べてみたいと思うのにはそれだけの理由がある。

貝原益軒は江戸時代の儒者、博物学者、庶民教育家である。福岡藩の藩臣の家に生れ、長崎、江戸、京都の各方面に旅をし、或は留学し、元祿前後の商業、貨幣経済の進展にもとづく上方風の考え方を身につけていた。かれは多くの著述をものした。「養生訓」や「大和本草」「菜譜」のような自然科学系のものから、「黒田家譜」「筑前続風土記」のような人文科学系のものまで多岐にわた

っている。「和俗童子訓」は、わが国にはじめて現れた教育論書である。その教育論は、民生日用の学を志している益軒の本領を遺憾なくあらわしており、自らの長い間の生活経験から生れた平易な訓誡にみちている。かれは朱子学徒であるが、その教育論をことさらに朱子哲学に結びつけ、それから演繹されたもののように解釈しようとするとう無理が生ずるようである。その所説は佐藤信淵(1767—1850)が、経世論もしくは政治論の一分野として展開した教育論なども大いに異なる。益軒は現実をどこまでもありのままに見つめ、多岐にわたる教育問題に、広い知識と深い経験から、良識ある解答を与えようとしている。ロックについても同様なことがいえる。ロックの前には、大陸で大きな支持を得ていた Johann Amos Comenius (1592—1670) がいたが、ロックは彼から何の影響も受けていないようである。フランスの realist である Michel de Montaigne (1533—1592) からは影響を受けているようだが、ロックが教育論を述べる態度は、益軒のそれのように、生な日常の経験に出発しており、学説から演繹的に導き出すといったものではない。ロックの An Essay concerning Human Understanding (1691) —「人間悟性論」は「考察」より2年早く出版された認識論哲学の書であるが、かれの教育論を、この哲学論から演繹することは「考察」を扱う妥当なやりかたでない。

わたくしの試みは、大きくは東洋と西洋との比較思想論である。西洋は有的 人格的 普遍の原理に立っており、東洋は無的 非人格的 普遍の立場であるなどといわれる。たしかに東洋と西洋との考え方の本質的な相違はあるだろう。しかし東西の交流も激しくなく、今日ほどに世界は狭くなかった時代においても、人間教育の基本的な考え方、やり方に、深く相通するものがあるように見える。両者に共通な実証的態度、実学精神といったもの、相酷似する鍛錬主義の訓育論がそれである。こう考えると、人類の進歩には、相互交流の有無にかかわらぬ秩序の共有、方向の一致が認められるように思える。いまここでは、東洋的とか西洋的というような概括的な断定をすることはさしひかえて、いくつかの教育に関する見解を紹介し、人間の知慧が、案外に、そう違うものでないことを自覚したい。ロックはまた、今日のイギリスの教育の伝統、紳士教育の伝統を明確にしたものと認められており、益軒の教育論は、わが国近代庶民教育の源流とも考えられる。したがって両者の比較は、同時に、両国の比較教育史論である。この東西のすぐれた教育論者から、今日でも多くの教訓を学びとることができるはずである。今回は身体の養護、訓育の面について、その一斑をうかがってみたい。

Ⅱ ジョン・ロック

1. 健康な身体

「考察」は「健全な精神は、健康な肉体に宿る」(A sound mind in a sound body;) という有名な言葉ではじまっている。健全な精神もしくは心とは、正しく働く悟性 (human understanding) ということであろう。周知のように、ロックは哲学史上、経験論の系列に属し、専ら認識能力の研

究に終始した。かれによれば、生得観念なるものはなく、われわれの認識はすべて経験に由来する。すなわち、理論の領域でも、実践の領域でも、一般に承認されるような原則は *apriori* に存在するのではない。たとえば、異なる国民、異なる時代に普遍的に妥当する道徳律は存在しないといえようし、最も普遍妥当性を要求しようと考えられる命題、たとえば「AはAである」とか「Aは非Aではない。」といった命題でも、普遍的に承認されているとはいえない。何故なら、子供や白痴はこのような原理の観念 (*idea*) をもっていないし、教育のない人間も、このような抽象的命題を知らないからである。したがって、生れながらにかれらの心に刻印されているのではない。もしこれらの観念が生得的であるならば、すべての人は赤ん坊のときからそれを知っているはずである。諸の技術や科学の生得性を想定するのが誤りであるのと同じく、理論的観念や実践的観念の生得性を想定するのは誤りである。心は白紙 (*tabula rasa*) であり、空虚な暗室である。悟性がさまざまな観念をもつようになるのは、全く経験によってである。あらゆる認識は経験に依存するのである。この経験には外物の知覚、すなわち感官の媒介による感覚 (*sensation*) と、悟性の働きによる知覚すなわち内官 (*inner sense*) あるいは反省 (*reflexion*) の二種類があるが、この感覚と反省とが、それ自身は空虚な暗室にすぎない悟性に観念の光を導き入れる。この感覚し反省する働きが、身体に由来することはいうまでもない。健全な精神は、健康な身体から生れるのである。「考察」は、あくまでも手紙なので、論文である「悟性論」とは自ら調子も違うので、「考察」の内容を「悟性論」から推論しようといった態度は前述のように適當ではあるまいが、このような推論は可能であろうし、そう不自然でもないと思う。

かれは、イギリスの「紳士たちは実直な小作農か、或いは暮しむきのよい自作農たちがすると同じようにわが子を取扱え」といい、過度の甘やかすと愛撫とが、子供を台なしにすると、くりかえしくりかえし、厳しい教えの必要なことを説く。例えば、子供たちは夏冬を通じ厚着をさせてはならず、足を冷水にならすこと、夏の暑熱の中で度々冷水にひたること、すなわち水泳訓練が奨励されるべきこと、さらに冬でも暖炉のそばにはよらず、なるべく外気にふれるように、また飲食物は質素で簡単なものにすべきである。幼児期には、二三才までは肉類はひかえた方がよいが、どうしても食べたいということなら、空腹というソース以外何もかけてはならない。砂糖は当時のイギリスでは大へん高価な輸入品だったためでもあるが、砂糖で味つけすることは一切遠慮すべきで、「甘味⁽³⁾のものは人間の虚栄心が発明した浪費手段のうち最も不都合なものの一つである」と極言する。血液を興奮させる薬味の使用も、もってのほかである。なかには、今日のわれわれの常識ではどうかと思われる提言もある。たとえば、子供の食事の時間は、手数でない限り年中一定の時刻を定めない方がよいのだという。何故なら、ある定まった時間がたつと必ず食事するという習慣が固定してしまうと、胃はいつもの時刻になると食物を望むようになり、その時刻が少しおくれても気むずかしくなる。そのあげく、厄介な食べすぎをして苦しんだり、食欲が減退して元気がなくなったりするから、一定の時刻にでなく、いろいろな時刻に食事をする方がよいという。睡眠については、まことに寛大で、7才くらいまでは、満足するだけ十分とらすようにすすめる。睡眠ほど子供の成

長と健康とに役立つものはないからである。早寝早起がこの場合とくに肝要で、早寝早起する者は滅多に大きな罪悪を犯すことはないという。寝台は固い方がよく、羽ぶとんは病弱の原因、夭折の遠因であるという。ロックは医者でもあったが、医者であるかれが、薬剤の使用についていっていることは仲々興味深い。ふつうの病気 (distempers) の場合、よけいな手出しをしたり、ふだんの食物以外のものでおそうとするくらいなら、自然のままに放置しておいた方がよい。もちろん病気の進行がとまりそうになく、慢性になりそうな場合は医者の助言を求めねばならないが。以上のように困苦欠乏にたえる逞ましい身体にまで鍛錬することが、英国紳士への道なのである。このような鍛錬主義の伝統は、今日なおイギリスの public school などには根強く残っているようである。

2. 健全な精神

身体が精神の命ずるところに従っていける逞しさと活力を得ることができたら、次には精神を正しくする工夫、すなわち「理性ある被造物の尊厳と優越とにふさわしい事柄のほか何ものにも屈しない精神」をつくらねばならない。それには何よりも幼児期を注意深く扱うことだ。傷つきやすい幼児期にうけたほんのわずかの印象 (impression) が、きわめて重大な永続の結果を生む。あたかも河川の源で人工的にわずかな工作をし、水流を水路に送りこむことができるように、全く反対の方向にもつれて行ける。出発点でうけた些細な影響により、人々は相異なる方向をとり、しまいには互にかけはなれた地点に達することになるのである。そこで、人々が立派な行為をして賞讃されたり、不正なことをして非難されるとき、必ずその人のうけた教育もしくは育ち (breeding) が批判の対象になる。よい教育、よい育ちは、柔軟な精神をもっている幼い頃に、しつけ (discipline) や道理 (reason) に服従させることから始められねばならない。親はしばしば、子供を愛すると同時にその子の欠点までも愛してしまうがこれは大きな誤りである。動物をしつける時は、小さいうちから、適切な時期を失わず正しくしつけることを忘れない人でも、自分の子供となると、いつの間にかよくない子供にしてしまってから立派な人になれと愚かな期待をするような過を犯す。そこでかれは、きびしい調子でこういう。「子供が持つべできないものを持ち、なすべきでないこと(4)をしたなどいい出した際に、あんなに小さいのだからとか、あんなに欲しがっているのだからというだけの理由で許すことがあってはならない。…いや正に、子供が何かをしつこく欲しがったならば、逆に、むしろそれだけの理由でその願いは拒否しなければならない。…子供が自らの理性をもつことが少なれば少ないだけそれだけ保護者の絶対的な権力と拘束のもとにある度合はきつくなければならない。ということは、真に分別ある人物でなければ子供に干渉すべきではないということである。」

後に述べるように、貝原益軒も、「あらかじめする」ことの大切なことを強調しているが、ロックは、白紙の状態にある幼児期に、慎重な教育が始められねばならず、単なる自然に従うのでない自己抑制 (self-denial) 的な人物になることが、有為な人間ひいては幸福な紳士への道であると考えている。しかしロックは、無制限に強制を加えることをすすめているわけではない。子供の心にあまりに大きな拘束が加えられ、卑屈にさせられると、子供は意気沮喪し、努力しようとする気

持をなくし、以前より悪い状態になることがある。元氣と活力にあふれているが放埒な (extravagant) 青年は、場合によっては正しい方向をえて有能で偉大な人物になることもあるが、低調な魂、萎縮した人を奮いたたすことはきわめて困難であり、将来何事かをなすことは非常に稀である。そこで、この双方の危険に陥ることのないようにやっていくのが大へんな技術である。「子供の心を気楽に活潑にまた自由にさせる方法を心得て、⁽⁶⁾ しかも同時に子供が望む多くの事柄をも不適當な場合は制止し、また子供にとって容易でないことでも敢て完成させるように導きうる、という一見矛盾することを一つに調和させる方法を心得ている人こそ教育の真の秘訣を知る人である。」人間教育の要諦は、相矛盾するかにみえる愛と権威とのバランスをとることである。

愛と権威の調和というまことに平凡な教育の原則は、「考察」の第五章規律について述べたところにも、明らかに読みとれる。かれは規律 (rules) や教訓 (precept) を子供たちにつめこんではならないという。子供たちは、なかなかそれを理解しないし、聞かされる端から忘れてしまう。だから、どうしても実行させたいことがあるなら、その度毎に完全に身につくまでくりかえしくりかえし実行させるがよい。また、そのような規律はできるだけ少いのがよい。規律の重荷を課された子供が、始終処罰をうける結果になり、そのうち処罰にも慣れっこになってしまうことはよくあることだ。規律を与えたが、そのうちいくつかは大目に見るといようなことがあってはいけぬ。一度規則を作ったら、厳守されるかどうか監視する必要がある。こうして一つの規則が守られるようになったら、更に他の規律を加えていく。規律はまた記憶だけにたよってはいけぬ。習慣 (practice) によって自然に確立されていかねばならない。その習慣づけのとき、親や教師の監督と指導が大切であることはいままでもない。ただしこの場合、子供への要求は、あくまでもその能力に応じたものでなくてはならず、したがって、子供をとりまく人々は、その子の生来の才能や素質をみきわめ、その子に適した方法を発見し、生来の才能を最高度に伸ばすのでなくてはならない。以上のように、個々の子供の特性をしっかりと見つけ、細心の配慮のもとに、厳然として存在する規律の権威の下によるこんで服従する人間を形成しようというのがロックの訓育論である。

3. ロックとイギリス教育の伝統

A. S. Makarenko (1888—1939) も愛と規律について述べている。子供へのいづけは、⁽⁷⁾ その子の方に応じたもので、しかも理知的でなくてはならず、その言い方も怒ったりいらいらしたり懇願的であってはならず、いい意味で事務的であれという。いづけは必ず実行さるべきで、家庭では根気強い監督と点検が必要である。もし実行しなかったら、もっと冷い調子でその実行を求め、同時に何故いづけにきからつたかを吟味し反省してみよう。一見ロックのそれに似た言い方をしているが、マカレンコがうちたてようとする家庭のレジムは、社会主義社会建設という目的につながる家庭の厳粛な要求であり、したがって「事務的な調子が父母の愛情に矛盾する」などといって遠慮したりすべき筋合のものではない。それに対して、ロックが描く規律ある生活とは、あらゆる美德 (virtue) を身に具え、作法 (manners) を心得ている田舎者 (clownishness) でない紳士 (gentleman) のそれである。R. Ulich の指摘をまつまでもなく、ロックはいちおう自由主義者であった。

かれは政治的専制主義には反対だったし、王の神授権という反動理論は拒否した。しかし当時のイギリスは、極端な社会的対立のある国だった。上層階級の知識、富、洗練に対して、下層階級の無知、貧困、犯罪があり、その格差はますます大きくなるばかりだった。そのような背景のもとで、ロックも伝統の境界を越えてまで進歩的ではなかった。紳士が構成する自由人の社会は、「他の者」(the rest)の社会と区別されており、貧民救済の目的をもった「作業学校」(working school)の教育計画は、まことに残酷なものであったという。3才から14才までのすべての貧民の子供は、昼間、作業学校に出席し、教師の監督下に産業を学び、かつ社会がかれらの給食に費したものを返すよう訓練された。子供たちが家庭から受けるものは、作業学校のそれよりはるかに劣っていたから、子供たちは、家庭より教師達の方にひきよせられたのである。ロックの「考察」を読んで思うことは、かれが本当に心にかけていたのは、比較的上層に属する人々のことであり、そこでの私的⁽⁹⁾教育、家庭教師の手による紳士教育、それによって神経の図太いイギリスの指導者が生れるであろう教育だったということである。公立学校は貧しい「他の者」のための施設であり、公に献身する現実の指導者を作る public school はむしろ私立だというのがイギリスの伝統である。池田潔教授の「自由と規律」は、イギリスの学校が、このような伝統をいぜん堅持していることを述べている。永井道雄氏もイギリスの学校制度の階級性を、同国教育の特徴⁽¹⁰⁾であると指摘している。十八世紀初頭の自由主義者とはそのようなものであり、教育説の進歩性が自らなる限界をもっていたのはいうまでもない。益軒との比較は後に述べる。

Ⅲ 貝原益軒

1. 益軒のヒューマニズム

益軒は寛永七年(1630)、福岡城下に生れた。ロックより2年早いわけである。「和俗童子訓」(1710)が公刊されたのは、ロックの「考察」(1693)におくれること17年、前者は益軒が80才のときの作である。和俗童子訓は次の言葉ではじめられている。「わかき時は、はかなくすぎ、今老てしなざれば、ぬす人とする、⁽¹¹⁾ひじりの御いましめ、のがれがたけれど、ことしすでに八そじにいたりて、つみをくはへざるとしにもなりぬれば、かかるふようなるよしなしごと⁽¹²⁾と言いだせるつみをも、ねがはくば、世の人これをゆるし給へ。」としのつもりに、世の中のありさま、おほく見ききして、とかく思いだったので、ひがごときこえんとて、この童子訓は記されたのである。周知のごとくかれは朱子学徒であった。しかし民生日用の学を志すと称したかれは、学説にとらわれず、ゆたかな学識に、長きにわたる経験の成果を加え、高度の良識の作品をものしたといえよう。物に即して見ようとする実証的態度や実用を忘れない庶民性は、かれの本領である。身分制度のきびしかった封建時代におけるこのような構えは、まことに貴重であり、革新的であったときえいえるであろう。このような構えのなかに、かれの人間尊重^{ヒューマニズム}の精神を読みとることができるのである。

養生訓(1713)は、益軒が84才で歿する前の年に公刊されているが、周知のように、かれ自身の健康保持の体験を資料として書かれた。「人身は至りて貴とくおもくして、天下四海にもかへがた

き物にあらずや。然るにこれを養なう術をしらず、欲を恣にして、身を亡ぼし命をうしなう事、愚なる至り也。」天下四海にもかえがたしとする人間尊重の理念が養生の根柢である。「人の命は我にあり、天にあらず。…人の命は、もとより天にうけて生れ付たれども、養生よくすれば長し、養生せざれば短かし。然れば長命ならんも、短命ならむも、我心のままなり。」自分の命は自分で大切にしなければならぬ。簡単に身を鴻毛の軽きにおくわけにいかない貴重なものであるという点では、身分の上下もなにもないのである。ひとしく天道をおそれ、人慾を畏れつつしみ忍ぶことが肝要である。すなわち益軒の養生は、今日の保健とか衛生とかいうのとは異って、人間尊重の倫理的な色彩をもっている。養生訓はしたがって、養護論であるとともに人間教育の基礎論である。

養生訓巻第八、「育幼」には、特に小児のための養生を述べている。「小児をそだつるは、三分の飢と寒とを存すべし。いう意は、小児はすこしう（飢）やし、少ひやすべしとせり。小児にかぎらず、大人も亦かくの如くすべし。小児に、味よき食にあかしめ、きぬ多くきせてあたため過すは、大にわざはひとなる。俗人と婦人は、理にくらくして、子を養なふ道をしらず、只あくまでうまき物をくわせ、きぬあつくきせて、あたため過すゆへ、必病多く、或は命短し。貧家の子は衣食ともしき故、無病にしていのち長し。」といい、さらに、「小児は脾胃もろくしてせばし。故に食にやぶられやすし、つねに病人をもつごとくすべし。小児は、陽さかんにして熱多し。つねに熱をおそれて、熱をもらすべし。あたため過せば筋骨よはし。天気よき時は、外に出して、風・日にあたらしむべし。如此すれば、身堅固にして病なし。はだにきする服は、ふるき布を用ゆ。新しききぬ、新しきわたは、あたため過してあしし。用ゆべからず。」という。ロックが飲食物について或は寒暖に処する仕方において、一貫して節制と鍛錬主義を主張したのと全く同じ態度である。この「育幼」の一節の末尾で、貝原益軒の弟子、香月啓益（1656—1740）の著「小児必用養育草」六巻（1714？）（一名「小児養草」）を推奨している。益軒の教をうけているだけに、ヒューマニズム精神に貫かれている。その小児養育の総論冒頭のことばを読んでわたくしはペスタロッチーの「隠者の夕暮」のはじめのことば、「玉座の上にあっても木の葉の屋根の蔭にあっても互に同じ人間」を想起した。「凡そ人の親の、子を愛する事や、天理の自然にして、あえてあててする事にしもあらず、上はかしこくも天下皇后より、下はあやしの賤の男賤の女にいたるまで、ひとつにみな替る事なし…」

益軒の養生の秘訣は、心を静平にたもち、すべての生き方において、控え目であることである。三分の飢と寒とを存せしめ、あつくきせ、あたため過ぎぬことである。この点で、むしろ「貧家の子」を範とせよという。ロックは、「実直な小作農か或いは暮しむきのよい自作農たちがすると同じように」わが子を扱えといった。過度の甘やかし、殊に幼少時のそれを深く戒めている点、多少肌合のちがいを感ずるけれど、人間を頽廢に導かぬための厳しさを求めているところに深く通ずるもののあることを感ずる。

2. 童子のしつけ

「和俗童子訓」は、子供の教育はできるだけ早く始めなければならぬことを強調する。「凡そ小

兄のおしえは、はやくすべし。しかるに、凡俗の知なき人は、小児をはやくおしゆれば、氣くじけてあしく、只其心にまかせてをくべし。後に知恵出くれば、ひとりよくなるという。是必、おろかなる人のいふ事なり。此言大なる妨なり。古人は小児のはじめてよく食し、ものいふ時より、はやくおしゆ。おそくおしゆれば、あしき事を久しく見ききて、先入の言心の内にはやく主となりては、後によき事ををしゆれども、うつらず。…」と、白紙に刻印ずけるにもひとしい幼少時を特に大切にせよと教える。幼少のときは、其心にまかせておいても、後に知恵がつけば、ひとりてによくなるというのは大間違いだということである。今日われわれの考え方は、幼少のときには言いかかせてもわからないのだから放任するが、大人になり理性ができれば、厳しい要求をするのだということになっていないだろうか。この考え方と比べると、益軒の構えは、しつけに対する欧米人の伝統的な態度、すなわち、幼少時には情動的であるから多少強制的な厳しいしつけをするが、理性の年令に達したら、逐次、紳士として遇し、干渉しないようにするというやり方にちかい。

早期よりの教育、かれのいわゆる「予めする」教育の方向もしくは内容は何であろう。それは「聖人のをしえ」である。聖人のをしえなくして人の道は知りがたい。人の道たつて禽獸にちかい事をまぬがれるのであり、師なくをしえなくしては、それを学ぶことはできない。さて人の道を子供に教える第一歩は義方を教えることである。「義方(9)のをしえとは、義理のただしき事を以、小児の、あしき事をいましむるを云」朱子学では義の理より羞惡の情が生れると教えられる。したがって義理とは、恥ずかしくない筋目がついていることである。不義理は恥ずべきことだという義の理の感覚こそが、小児を導く第一歩だということである。そのためには、父母は厳にきびしく躰けなければならず、子たる者は畏れつつしんで、親の教を聞いてそむかぬように心掛けねばならない。こうして孝の道が行われるのである。幼少の時から父母兄長につかえ、賓客に対して礼をつとめ、読書、手習、芸能をつとめ学ばせ、あしき方にうつる暇のないほどに苦勞させることが肝腎だという。

ここで礼ということを考えてみよう。礼とは礼儀作法であり、規律のある生活の仕方のことである。「礼(10)は天地のつねにして、人の則也。即人の作法をいへり。礼なければ、人間の作法にあらず、禽獸に同じ。故に幼より、礼をつつしみ守るべし。…よろずの事、礼あれば、すぢめよくして行はれやすく、心も亦さだまりてやすし。…」礼は生活の潤滑油、それなくしては人間が人間らしくなくなる理であり道である。朱子学によれば、理の根源は太極である。太極は一切の形相因であり、一切の質料因である一氣に働きかけ、すべての運行を可能ならしめる。現実のすべての事物には理があり、これが自然界に現れるとき、天地の道となり、人間界に現れると人道となる。人道は行為として具体化されるわけだが、その具体化を可能ならしめるものは人間の性である。「うまれつき」である。性の自然にしたがえば、万理がそなわり、万道がそなわる。しかし、人間には氣質の拘、人欲の蔽があるので、性は必ずしも純粋な自由な発現をしない。人間がつねに善であることができない所以である。そこで、礼に従うことが肝要となる。礼は合理化あるいは純粋化された社会的風習であり、人道に即しながら、その内容が調節文飾されているので、これに従うことによって人道が実現すると考えられるのである。人間の自然 (human nature) に即しており、その上、社会生活を円滑にすすめていくのが礼である。礼は恭敬の情をとまなう。「志は虚邪なく、言は忠信(11)

にして偽なく、又、非礼の事、いやしき事をいはず、かたちの威儀をただしくつつしむ事をおしゆべし。又、諸人に交るに、温恭ならしむべし。温恭は、やはらかにうやまふ也。是善を行なふ初也。心あらきは、温にあらず、無礼なるは恭にあらず。己を是とし、人を非として、あなどる事を、かたく戒むべし。」ともいい、礼の心的態度、内面的な構えが教えられらぬと述べている。

かれの訓育論を、朱子学の理の面から説きつくそうとすることは、歿年に著した「大疑録」が気一元論に傾こうとしていたことを考えると、妥当だとはいえない。かれの関心は、個々の物そのもの、さまざまに性を持ち、それぞれの発達段階においてある人間の、むしろ非合理的な暗い現実であり、あくまで理念の高みから見下すのではなく、現実の中に沈潜することを先とする実証主義精神が、しだいにかれの中でひろがっていったと考えられる。和俗童子訓巻之三は随年教法と題して、成長の段階に⁽²²⁾応ずる学習をすすめている。「六才の正月、始て一二三四五六七八九十・百・千・万・億の数の名と、東西南北の方の名とおしえ、其生れ付の利鈍をはかりて、六七才より和字^{カナ}をよませ、書ならしむべし。」といい、七才にして男女席を同じくせず、かつ少知いでくる時であるから、其知をはかり、礼法を教え、八才となつてからは礼義を教えることいよいよ厳に、また学問をきらう心がでない程度に小学、四書、孝経などをよみかきさせ、十才にして師に従わせ、五常の理、五倫の道をあらあら云いきかせ、聖賢の書を読み、学問をさせよと教える。このような説き方の中に、静的な理の普遍をうちやぶる動的な気の個別の原理をよみとることができる。一様な理の恒常よりは、多様な気の変化に、深い関心をもっていたといえるだろう。

朱子学によれば、愛もまた、仁の理より生れる情である。「愛とは、⁽²³⁾人をいつくしみ、いとをしみて、おろそかならざる也。」「小児の時より、心もちやはらかに、人をいつくしみ、なさけありて、人をくるしめ、あなどらず、つねに善をこのみ、人を愛し、仁を行なふを以志とすべし、人わが心になはざるのとて、顔をはげしくし、ことばをあらくして人をいかりののしるべからず、小児、もし不仁にして、人をくるしめ、あなどりて、情なくば、はやくいましむべし。人に対して温和なれども、其身正しければ、幼きとて人あなどらず。」このように仁愛は人の道であると説くが、小児に対しては愛を過してはならぬとのみくりかえし強調する。姑息でなく、私愛でない仁愛をもって、かれらを遇すべきを説く。仁愛とは愛と規律の教育愛であるといえよう。

3. 益軒とわが国教育の庶民性

上述の益軒の人間尊重も封建制下の温情主義にとどまる。ロックの自由主義が歴史的・社会的制約をまぬがれず、「他の者」⁽²⁵⁾に対してたかだか慈惠的でしかなかったことに相通ずる。「四民ともに、其子のいとけなきより、父兄・君長につかふる礼義、作法をおしえ、聖經をよましめ、仁義の道理を、やうやくさとさしむべし。是根本をつとむる也。次に、ものかき、算数を習はしむべし。武士の子には、学問のひまに、弓馬・剣戟・拳法などならはしむべし。但一向に、芸をこのみすご

すべからず。」といいながら、他方では、⁽²⁶⁾「農工商の子には、いとけなき時より、只、物かき、算数をのみをしえて、其家業を専にしらしむべし。必楽府淫楽、其外、いたづらなる無用の雑芸をしらしむべからず。…富人の子は、立居ふるまひ、飲食の礼などをばならふべし。」といい、前言とは矛盾したことをいっている。⁽²⁷⁾「いやしき者、わが身ひとつおさむるだに学問なくて、みづからのたくみにはなりがたし。いはんや富貴の人は、おほくの民をおさむる職分、大きにひろければ、幼き時より、師に近づき、聖人の書をよみ、古の道を学んで、身をおさめ、人を治むる理をしらずんばあるべからず。」といっているが、このような所論をみると、かれの背後には厳然として封建的身分制度が存在しており、人間尊重もこのような条件下のそれであることを痛感せしめられる。しかし、益軒はこのような状況のもとで教育の世俗化に大きな役割をはたした啓蒙家として高く評価されるべきはいうまでもない。たとえば、習字について⁽²⁸⁾「書の本意は、只、平生にして、よみやすきを宗とす。是第一に心を用ゆべき事也。あながちに巧にして筆蹟のうるはしく、見所あるをむねとせず、もし正しからずしてよみがたく、世用に通ぜずんば、巧なりといへども用なし。」などといい、日常有用な文字や表現法をすすめているのは、学問がただ官吏登用のための道具であったり、たんなる装飾であったのと比較すれば一大躍進である。ロックが「考察」の第24章で、ギリシャ語やラテン語が解説できるのは紳士として大いによいことだが、まず本国語を批判的に研究し、本国語で流暢に正確に上品に自己を表現する努力を怠ってはならぬといっているのと全く同じ精神である。教育上の^{レアリズム}実学主義は、東西ともに、母国語尊重から始められたことは周知の事実である。

ジョン・ロックは J. J. Rousseau (1712—1778) につながる。フランスに咲いたけんらんたる才気の華が、穩健なイギリス紳士の知恵に関係があったということは全く意外の感がある。しかし、極端な自由放任の教育を唱えたかに解されることのあるルソーは、実はロックと同じほど「甘やかし」を戒めるある意味での権威主義者である。逆に、今回は論ずることができなかったが、ロックもまた子供の自発性を重んずるのであって、この原則はルソーの独占ではない。わが貝原益軒も、日本という土壌の上に育った中正温健な良識の士である。その精神は、徳川期の庶民を育て、明治の画期的ともいべき国民教育制度の発足となったとも考えることができよう。今日なお厳存するイギリスの教育上の階層性は、わが国のものではないとつくづく感ずるのだが、この感じは、ロックと益軒との比較において感ずる相違と無関係ではないように思える。

註 (1) I. W. Adamson 編 "The Educational Writings of John Locke" Cambridge Univ. Press 1922
よってこの文を記す。邦訳、押村裏訳「教育に関する考察」(玉川大学版)

(2) Some thoughts concerning education. Chapter I. § 4 Chap. I. § 3 ~ § 28 までは健康 (health) に関するものである。

(3) op. cit. Chap. I. § 20

(4) op. cit. Chap. II. § 31. Chap. II は精神 (mind) についてのべている。

(5) op. cit. Chap. II. § 38

(6) op. cit. Chap. III. § 46. Chap. III は罰 (punishments) についてである。

- (7) マカレンコ著 南信四郎訳「愛と規律の家庭教育」三一書房版。P. 61—62
- (8) 同 上 60 頁
- (9) Robert Ulich. *History of Educational Thoughts* 1950. P. 200—210
- (10) 池田潔著「自由と規律」1949 岩波新書
- (11) 永井道雄「現代イギリスの教育」1960 岩波講座現代教育学 P. 262
- (12) 貝原益軒「和俗童子訓」日本教育文庫（学校篇）1911 同文館刊ならびに石川謙訂，岩波文庫版，1956，によってこの文をしるす。
- (13) 同 上 日本教育文庫 436頁，岩波文庫版206頁
- (14) 貝原益軒「養生訓」岩波文庫版 1961，P. 24—25
- (15) 同 上 P. 27
- (16) 同 上 P. 165
- (17) 日本教育文庫 1911. 衛生及遊戯篇 P. 247
- (18) 和俗童子訓 岩波文庫版 P, 214
- (19) 同 上 P. 211
- (20) 同 上 P. 217
- (21) 同 上 P. 217
- (22) 同 上 P. 240
- (23) 同 上 P. 225
- (24) 貝原益軒，大和俗訓（1708）日本教育文庫訓誡篇 P. 100
- (25) 和俗童子訓 岩波文庫版 P. 220
- (26) 同 上 P. 237
- (27) 同 上 P. 222
- (28) 同 上 P. 254